

第4回「通訳ガイド制度周知強化週間」について

1. 目的

有資格通訳ガイドの確保のため、平成18年4月1日から通訳ガイドへの参入規制の緩和等を内容とする改正通訳案内士法等が施行されるとともに、平成18年度から海外でも通訳案内士試験が実施されていること等を受けて、平成17年の第1回を皮切りに、「通訳ガイド制度周知強化週間」を実施しているところであるが、平成21年も引き続き、無資格通訳ガイドを排し、有資格通訳ガイドの活用を促す観点から、集中的な制度周知活動を行うこととする。

その際には、幅広い観光関係者の協力を得て、外国旅行業者及び外国人旅行者等を対象に、通訳ガイド活用のメリットに加え、特に

- ① 無資格ガイドが違法であること(50万円以下の罰金)、
- ② 18年度より海外4都市(ソウル市、北京市、香港及び台北市)でも通訳案内士試験を実施していること、

の2点に重点を置いて周知を図ることとする。

2. 実施期間

平成21年2月2日(月)～2月27日(金)

3. 実施項目

- (1) 我が国の通訳ガイド制度に関する英語、韓国語、中国語(繁体字、簡体字)のリーフレットを、全国各地にある外国人旅行者への対応が可能な観光案内所である「ビジット・ジャパン案内所(230カ所)」等において、外国人旅行者に配布。
- (2) 国際観光振興機構のメールニュースにより、無資格通訳ガイドが違法であること、平成18年度より海外でも通訳ガイド試験を実施していることを、外国旅行業者や政府関係機関等を含む国内外のインバウンド関係者に通知。
- (3) 国、地方公共団体、通訳ガイド団体の連携による、全国の主要観光地における無資格通訳ガイドに対する個別指導の実施。

地方公共団体、国際観光振興機構、観光協会、通訳ガイド団体、旅行業界、ホテル・旅館業界等の関係者への本周知強化週間の趣旨説明及び上記実施項目についての協力依頼。

その他、「通訳ガイド制度周知強化週間」について、観光庁及び国際観光振興機構のホームページにおいて広く周知。